平成２４年（フ）第１２１６号
堺市南区原山台５丁６番１―910号
債務者　徳留シヅ子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２２２号
大阪府藤井寺市野中１丁目108番地の１
債務者　石川　尊士
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２７０号
堺市中区深井沢町3194番地　ＡＸＩＳＪＵＮⅡ番館３－Ａ号
債務者　河合　洋介
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０１号
神戸市垂水区舞子坂３丁目18番19―201号
債務者　中嶋　亮介
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１９号
神戸市垂水区五色山７丁目３番31号、従前の住所神戸市須磨区神の谷１丁目１番84―506号
債務者　宮田工業こと　宮田　敏雄
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２６号
神戸市垂水区狩口台１丁目２番304号
債務者　伊藤　拓也
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３５号
神戸市灘区篠原本町２丁目４番26号　六甲グレイスコート101
債務者　髙原　幸雄
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４６号
神戸市兵庫区湊川町９丁目18番18号　タカシナハイツ204、従前の住所福岡市中央区今川２丁目１番19―１号
債務者　柳　　順子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６６号
神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―430号
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８８号
神戸市灘区森後町３丁目５番15―401号
債務者　吉山　敦子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９３号
神戸市東灘区住吉山手３丁目３番９号　前田文化１階東
債務者　川野　米子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１号
鳥取県西伯郡大山町石井垣212番地、住民票上の住所鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1100番地72東１号室
債務者　國谷　浩一
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１５４号
鳥取県境港市小篠津町5849番地１　向日葵ハイツ202
債務者　渡邊由美子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３８５号
愛媛県松山市梅田町４番62号
債務者　井手　美果
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１７３号
福岡県筑紫野市塔原東５丁目10番23号　グレース塔原Ｃ101号
債務者　川添　泰寛
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７６９号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵88番地１　ネクサスＯＮＥ－Ｂ203号、破産申立時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵117番地10
債務者　松井　康昭
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７６号
福岡県大野城市川久保１丁目３番12号Ｓｅｒｅｎｏ Ⅱ号館201号
債務者　山下真太郎
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部